

○旧岸名家条例

平成18年3月20日

条例第172号

改正 平成19年7月9日条例第33号

(設置)

第1条 歴史、民俗等に関する資料の展示公開を行い、もって市民の文化の向上に資するため、本市の伝統的建造物である旧岸名家を保存し、設置する。

(位置)

第2条 旧岸名家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
旧岸名家	坂井市三国町北本町四丁目6番54号

(業務)

第3条 旧岸名家は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 旧岸名家の公開及び維持管理に関すること。
- (2) 旧岸名家その他の伝統的建造物に関する資料、歴史、民俗等に関する資料の展示及び情報提供に関すること。
- (3) 歴史、民俗等に関する研究、発表等のために必要な場所の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、旧岸名家の使用の目的にふさわしい業務

(開館時間)

第4条 旧岸名家の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 旧岸名家の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、臨時に休館することができる。

- (1) 水曜日（当該水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当る場合にあっては、その日の直後の休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(入館の許可)

第6条 旧岸名家に入館する者（以下「入館者」という。）は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(入館料)

第7条 入館者は、別表に定める入館に係る料金（以下「入館料」という。）を教育委員会に支払わなければならない。

(入館料の減免)

第8条 教育委員会は、特に必要と認めるときは、入館料を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第9条 入館者は、旧岸名家及び展示品等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償

しなければならない。

(指定管理者による管理)

第10条 旧岸名家の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 教育委員会は、入館料を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

3 指定管理者は、別表に定める額の範囲内で、入館料の額を定めることができる。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該入館料の額について教育委員会の承認を受けなければならない。

4 旧岸名家の管理を指定管理者が行うときは、第6条から第8条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、教育委員会のみ
の権限に属するものは除く。

(1) 第3条各号に掲げる業務

(2) 入館の許可に関する業務

(3) 入館料に関する業務

(4) 前3号の規定に掲げるもののほか、旧岸名家の管理に関し教育委員会が必要と認める業務

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の旧岸名家の管理運営に関する条例（平成16年三国町条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年7月9日条例第33号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第10条第1項の規定により指定管理者が旧岸名家の管理を行う場合において、この条例による改正前の坂井市旧岸名家条例（平成18年坂井市条例第172号）の規定により市長が行った処分、手続その他の行為は、この条例の規定により指定管理者が行ったものとみなす。

別表（第7条関係）

種別	入館料
大人	100円

小人（中学生以下）

無料